

3 開発許可の必要となる開発行為

開発許可は次の場合に必要となります。

| |
|--|
| ・都市計画区域 |
| 線引き都市計画区域 |
| 市街化区域・・・開発区域が 1,000 m ² 以上の開発行為（表－1） |
| 市街化調整区域・・・すべての開発行為が許可必要だが、許可を受けられるものは一定のものに限定（表－2） |
| 非線引き都市計画区域・・・開発区域が 3,000 m ² 以上の開発行為（表－3） |
| 災害レッドゾーンは 1,000 m ² 以上の開発行為 |
| ・準都市計画区域・・・開発区域の面積が 3,000 m ² 以上の開発行為（表－3） |
| ・都市計画区域及び準都市計画区域外・・・開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為（表－4） |

（表－1）市街化区域の場合

| 開発行為の内容 | 該当条文 | 事例 |
|--------------------------------|----------------------|--|
| 開発区域（第二種特定工作物以外）が 0.1 ha 以上のもの | 法第29条第1項 令第19条第1項 | 住宅団地、工場、倉庫、マーケット、第一種特定工作物（アスファルトプラント、クラッシャープラント等） |
| 第二種特定工作物を建設する目的で行うもの | 法第29条第1項 令第1条第2項 | ゴルフコースで 0.1 ha 以上のもの 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動レジャー施設及び墓園等で 1 ha 以上のもの |

（表－2）市街化調整区域の場合

| 開発行為の内容 | 該当条文 | 事例 |
|---|---------------------------------------|--|
| 法第34条各号のいずれかに該当するもの（第4章参照） ※増築・改築の取扱いについては第5章の3参照 ※用途変更の取扱いについては第5章の4参照 | 法第29条第1項 法第34条各号 法第42条 法第43条 | 公益上必要な建築物又は日用品販売店舗（第1号）、農産物加工場（第4号）、コンビニエンスストア（第9号）、分家住宅（第12号）等 |
| 第二種特定工作物を建設する目的で行うもの | 法第29条第1項 令第1条第2項 | ゴルフコース（1 ha 未満含む。） 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動レジャー施設及び墓園等で 1 ha 以上のもの |

(表－3) 非線引都市計画区域又は準都市計画区域の場合

| 開発行為の内容 | 該当条文 | 事例 |
|--|----------------------|--|
| 開発区域（第二種特定工作物以外）が 0.3 ha 以上のもの（災害レッドゾーンは 0.1 ha 以上のもの） | 法第29条第1項 令第19条第1項 | 住宅団地、工場、倉庫、マーケット、第1 種特定工作物等（アスファルトプラント、 クラッシャープラント等） |
| 第二種特定工作物を建設する目的で行 うもの | 法第29条第1項 令第1条第2項 | ゴルフコースで 0.3 ha 以上のもの 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動レジャー施設及び墓園 等で 1 ha 以上のもの |

(表－4) 都市計画区域及び準都市計画区域外の場合

| 開発行為の内容 | 該当条文 | 事例 |
|---------------------------------|---------------------|--|
| 開発区域（第二種特定工作物以外）が 1 ha 以上のもの | 法第29条第2項 令第22条の2 | 住宅団地、工場、倉庫、マーケット、第1 種特定工作物等（アスファルトプラント、 クラッシャープラント等） |
| 第二種特定工作物を建設する目的で行 うもの | 法第29条第2項 令第1条第2項 | ゴルフコース、野球場、庭球場、陸上競技 場、遊園地、動物園その他の運動レジャー 施設及び墓園で 1 ha 以上のもの |